

令和4年度 第1回中部森林管理局保護林管理委員会 議事概要

開催方法	保護林現地における対面開催
出席委員	植木 達人 (信州大学 農学部 教授) 委員長 小宮山 義光 (日本野鳥の会 長野県支部 事務局長) 西條 好迪 (一般財団法人 自然学総合研究所 理事長) 竹中 千里 (名古屋大学 名誉教授) 柳 真子 (専門学校職藝学院 准教授) 山田 浩雄 (国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター 遺伝資源部長) 由井 正隆 (長野県木材協同組合連合会 理事) (五十音順)
議 題	小黒川ウラジロモミ遺伝資源希少個体群保護林における現地検討
概 要	<p>○ 平成31年度に南信森林管理署が発注した製品生産事業(搬出間伐)において事業地に隣接する保護林に作業道を作設してしまったため、その現地で管理委員会を開催。作設した作業道とその周囲の状況を確認し、今後の取扱い等について検討を行った。</p> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年10月、同署職員によるモニタリング現地調査の際、保護林内に作業道跡を発見。過去の記録等を確認したところ、作業道の作設に至るまでの経緯が判明。</li> <li>・ 令和元年東日本台風により、現地に至る林道が被害を受け、当該製品生産事業を中止したことから、作業道は作設以降使用されていない。</li> </ul> <p>〕</p> <p>○ 委員からの主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業道沿いの立木は、作業道の法切により根が切られていることから、その樹勢と根返りにつき経過観察すべき。</li> <li>・ 原則、作業道にはこれ以上の手は加えず、天然下種更新に委ねるべきと考える。プロットを設け、数年おきに下種更新の状況についてモニタリングすべき。</li> <li>・ モニタリングについては、森林管理局で全てを行うのではなく、大学等の研究機関と連携し、学術的な調査協力を得ながら進めることも一案である。</li> <li>・ このような事態が再び生じないよう、チェック体制を構築すべき。</li> <li>・ 将来にわたり、作業道が使われないようにするための対策を検討すべき。</li> <li>・ 作業道に流水が上部の林地から流入し、路盤に浸透したことで、作業道の崩落が発生した部分がある。この箇所は、土木の専門的知識のある職員の知見を生かす等、流水のコントロールのための対策を講ずるべき。</li> </ul> <p>○ 委員会の審議結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業道については、これ以上の人為を加えないことを基本方針とする。</li> <li>・ ただし、流水によって路網が崩壊している箇所は路盤に水を浸透させないための流水コントロールを最優先とし、修繕の手段としての重機による作業が必要であれば、必要最小限の範囲で実施すること。</li> <li>・ ある程度、流水のコントロールができれば、路体の崩壊を落ち着かせることは可能と考えられる。具体の修繕方法については、森林管理局の専門的知見を活用して実施すること。</li> <li>・ 作設した作業道上においては、今後の天然更新が期待できることから、モニタリングを継続しつつ適切な対応をとっていくこと。</li> <li>・ 作業道のモニタリング実施については、学術研究の場として有効活用を図ることも検討すること。</li> </ul>